

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十一号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一号中「五万八千円」を「七万八千円」に改める。

第九条第一号中「、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。」を削る。

第九条の二第四項中「五万八千円」を「七万八千円」に改める。

第十条の二第一項第三号中「を受け」の下に「、自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をし」を加え、同条第二項中「五万八千円」を「七万八千円」に改める。

第十条の四第二項中「を受け」の下に「、自己啓発等休業をし」を加える。

別記様式第二号中「58,000円」を「78,000円」に、「再任用」を「育児休業等」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。